

保 発 第 0321002 号
平成 20 年 3 月 21 日

都 道 府 県 知 事
地 方 厚 生 （ 支 ） 局 長
地 方 社 会 保 険 事 務 局 長

） 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長

四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣等に係る療養費の支給について

標記については、今般、中央社会保険医療協議会において、新たな技術として保険適用（療養費として支給）することが承認されたことから、四肢のリンパ浮腫治療のための弾性ストッキング、弾性スリーブ、弾性グローブ及び弾性包帯（以下「弾性着衣等」と言う。）に係る療養費の取扱いを下記のとおりとするので、関係者に対し周知を図るとともに、その実施に遺憾のないようご配慮いただきたい。

記

1 目的

腋窩、骨盤内の広範なリンパ節郭清術を伴う悪性腫瘍の術後に発生する四肢のリンパ浮腫の重篤化予防を目的とした弾性着衣等の購入費用について、療養費として支給する。

2 支給対象

上記悪性腫瘍術後の四肢のリンパ浮腫の治療のために、医師の指示に基づき購入する弾性着衣等について、療養費の支給対象とする。

なお、弾性包帯については、弾性ストッキング、弾性スリーブ及び弾性グローブを使用できないと認められる場合に限り療養費の支給対象とする。

3 適用年月日

本通知による取扱いは、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。